

○利用方法と利用上のご注意○

1 施設全体の注意について

- ・当日利用前に「死体火葬許可証」、「那珂聖苑利用許可申請書」、「使用料金」を事務室へ提出してください。
- ・宮型霊柩車の乗り入れは禁止します。
- ・花輪の持ち込みは禁止します。
代わりに供花芳名板をご用意しております。事務室で購入して(1枚150円)ご利用ください。
- ・施設内は禁煙です。ただし、指定場所での喫煙はできます。
- ・施設利用終了後は、使用前と同様に整頓し職員の確認を受けてください。
- ・休苑日 (1)1月1日～1月3日まで

2 火葬について

火葬の時刻	9:30	10:30	13:00	14:00	15:00
-------	------	-------	-------	-------	-------

- ・火葬時刻の15分前に到着するようお願いします。
- ・ペースメーカーのある方は事前に職員に申し出てください。
- ・棺の大きさは、最大幅65cm×高さ50cm×長さ200cm以内でお願いします。
- ・納棺の際の副葬品について、「プラスチック製品、化学繊維製品、ガラス製品、金属製品、爆発の危険性のあるもの等」は棺の中に入れないようご注意ください。
- ・火葬の際、花立てに花は飾ってありませんので、生花1対をご用意ください。
ただし、ローソク・抹香等は準備してあります。
- ・火葬にかかるお時間は、告別・火葬・収骨全ての作業で約2時間を予定しています。

3 福ヶ平霊園・瓜連富士霊園の使用について

上記、霊園の利用者は火葬後に埋蔵手続きが必要となります。

埋蔵手続きに必要なもの

- ・死体火葬許可証(原本)又は改葬許可証
- ・那珂市公園墓地使用許可証(青い手帳)
- ・使用者本人が亡くなった場合は、「墓地使用権承継届」も必要となります。
※戸籍抄本、住民票の写し、使用許可証を添付
詳しくは、那珂市役所 環境課へお問い合わせください。
☎029-298-1111(代表)

4 式場の利用について

- ・利用時間は、開式時刻の前後2時間で合計4時間となります。

告別式	午前11時・午後0時・午後1時・午後2時
通夜	午後6時・午後6時30分 ※遺体を式場に安置し翌日火葬する場合、遺族は遺族控室を利用し仮泊をしてください。

- ・式場は、大式場(定員120名)、小式場(定員60名)です。
- ・備え付けの祭壇をご使用ください。(仏式・神式・日蓮正宗式・キリスト教式)
- ・式場の利用に合わせて、遺族控室・宗教控室が各1室利用できます。
- ・式場を利用する場合、大・小式場の同時刻での利用はできません。
- ・式場での式の進行は使用者で行ってください。
- ・生花・盛かご等は、式場内の市長の指定する場所(祭壇ステージ上)に設置することができます。基数の制限はありません。

5 待合室の利用について

- ・待合室は4室あります。全てイス・テーブル形式となっております(40席)
- ・待合室は2時間を単位として使用できます。
ただし、この使用時間には準備、後片付け、清掃に要する時間を含んでいます。
- ・待合室は別途申し込みにより、通夜、告別式後の振る舞いに使用できます。
(通夜後は午後9時まで、告別式後は午後5時まで使用できます。)
- ・使用できる時間は、火葬時刻の30分前、通夜・告別式の場合は式開始時刻の2時間前から使用できます。
- ・待合室には湯飲み茶碗、コップ、ポット、急須等は用意してありますが、茶葉等のご用意ください。また湯茶の接待は行っていないので、セルフサービスで行ってください。
- ・飲食物の持ち込みは自由です。業者からの仕出し等の搬入もできますが、ゴミ等のお持ち帰りは、必ず使用者が責任を持って行ってください。

6 施設の使用料金

～施設使用料～

区 分			単位	使 用 料 金	
				市内住民	市外住民
火 葬	1 3 歳以上の遺体		1体	¥5, 000	¥40, 000
	1 3 歳未満の遺体		1体	¥3, 000	¥25, 000
	死胎		1胎	¥2, 000	¥15, 000
	埋葬した遺体		1体	¥2, 000	¥15, 000
	身体の一部		1件	¥2, 000	¥15, 000
式 場	大式場 (120名)	告別式	1回	¥50, 000	¥100, 000
		通 夜	1回	¥30, 000	¥60, 000
	小式場 (60名)	告別式	1回	¥30, 000	¥60, 000
		通 夜	1回	¥20, 000	¥40, 000
待合室		2 時間まで	1室	¥5, 000	¥15, 000
霊安室		1棺 24時間		¥5, 000	¥15, 000

- ・式場使用料には、遺族控室・宗教控室を含みます。
- ・市内住民とは、死亡者(死胎についてはその父又は母)・身体の一部を失った者、または申請者(葬儀を執行する者)が住民基本台帳法の規定に基づく那珂市の住民基本台帳に記録されている方です。
- ・市外とは、上記以外の方です。
- ・施設使用料については、減免措置がありますので、那珂聖苑にお問い合わせ

7 その他

- ・職員等に対する心付け等は固くお断りします。
- ・施設内では貴重品の保管に十分ご注意ください。
- ・各施設の使用により発生したゴミ等は、使用者の責任において全てお持ち帰りください。
- ・待合ラウンジでの飲酒・食事・振る舞い等はできません。